

**広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)**

横浜市水道局所有地に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	横浜市水道局所有地における屋外広告設置	
施 設 概 要	横浜市水道局所有地	
	屋外広告物に該当します	
所 在 地 (場 所)	西谷 2 号配水池その 1 (保土ヶ谷区仏向西 4) 西谷 2 号配水池その 2 (保土ヶ谷区仏向西 4) 森 3 丁目弁室用地 (磯子区森 3 丁目 3) 能見台弁室用地 (金沢区谷津町 167)	
広 告 設 置 場 所	敷地内の指定した範囲内 (詳細別紙のとおり)	
広告掲出期間	西谷 2 号配水池その 1、その 2、森 3 丁目弁室用地	令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日 (3 年間) ※
	能見台弁室用地	令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日 (5 年間) ※

※ただし、事業者と市が双方合意した場合に限り、開始時期を前倒しすることができるものとします。

この場合においても、事業期間 (3 年間または 5 年間) は変更しません。

なお、広告掲出期間には、掲出物件の設置、撤去および原状回復に要する期間を含みます。

■広告料

掲出場所	スペース (縦×横)	枠数	広告料 (1 枠、税込) ※ 1
西谷 2 号配水池 その 1	※ 2	1 枠	公表しません
西谷 2 号配水池 その 2	※ 2	1 枠	公表しません
森 3 丁目弁室用地	※ 2	1 枠	公表しません
能見台弁室用地	3,000mm×3,000mm 以下 ※ 3	2 枠 ※ 4	公表しません

※ 1 : 広告料には広告代理店手数料を含みます。

※ 2 : 広告物を設置する壁面 (広告掲出可能範囲) における当該広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の 10 分の 3 以下に収まる範囲で、自由に大きさを設定することが可能です。

なお、「西谷 2 号配水池 その 1」、「西谷 2 号配水池 その 2」については幕広告のみ、「森 3 丁目弁室用地」については幕広告又はフェンス用プレート看板広告を設置可能です。

※ 3 : 「能見台弁室用地」については看板広告のみ可能です。

なお、看板の高さは地面から上端まで最低 4 m を超え最大 13m 以下、表示面積は片面 9 m² 以下かつ表面裏面 2 枠合わせて 18 m² 以下の範囲で、自由に大きさを設定することが可能です。

※ 4 : 看板の表面裏面 2 枠両方に広告を掲載することは必須ではありません。使用枠数に関わらず、見積額が最も高い申込者を事業者として選定します。

■広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してくだ
-----------	---

	<p>さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の維持管理・工事・修繕等に関わる事業者の広告（例：水道工事店等） ・ウォーターサーバーの広告 ・浄水器の広告
<p>広告の制作等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出予定時期の2か月前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査完了から2週間後までに、審査が完了した確定原稿及び設置に必要な図面等を提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。令和8年10月1日（木）までに屋外広告物条例に基づく許可が得られなかった場合も同様です。 ○広告の制作、設置、維持管理・保守、撤去及び原状復旧は、すべて広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○広告の設置にかかわる看板や照明器具、電気メーター等はすべて用意していただきます。また、広告の掲出期間又は広告の設置にかかわる許可期間が終了する場合で、当該期間を継続しない場合は、当該期間の終了日までに広告掲出事業者の負担により原状回復をしていただきます。 ○広告看板の設計、設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分に行うとともに、周辺の景観に配慮したデザイン等について、制作前に協議を行ってください。 ○広告物に起因して水道施設に汚損等が生じた場合は、広告掲出事業者の費用負担により原状復旧を行ってください。 ○広告物により通行者が負傷することがないように配慮してください。なお、広告掲出事業者の起因による負傷事故が発生した場合は、責任をもって対応してください。 ○破損、汚損した際、速やかに対応できるものとしてください。 ○フェンスに設置する場合、水道施設への不法侵入対策に支障がでないようにしてください。 ○広告物に係る苦情等が発生した場合は、広告掲出事業者が責任を持って対応してください。
<p>財産の使用許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、掲出予定時期の1か月前までに地方自治法に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 ○使用料は、使用許可書と併せて送付する納入通知書にて、水道局が定めた期日までにお支払いいただく必要があります。 ○使用料は、「横浜市道路占用料条例」を準用して算出いたします。 【参考】看板面(縦)1,000mm×(横)1,000mmの看板の令和7年度における使用料は年額15,000円です。 なお、看板両面に広告を掲出した場合、使用料も2面分として計算されます。看板面(縦)1,000mm×(横)1,000mmの看板両面に広告を掲載した場合、令和7年度における使用料は年額30,000円です。 また、「西谷2号配水池 その1」、「西谷2号配水池 その2」、「森3丁目弁室用地」の使用料については別途消費税が課税されます。 ○広告を掲出する箇所について、横浜市水道局が公用または公共用に利用する場合には、使用許可期間の途中であっても使用許可を取り消す可能性があります。

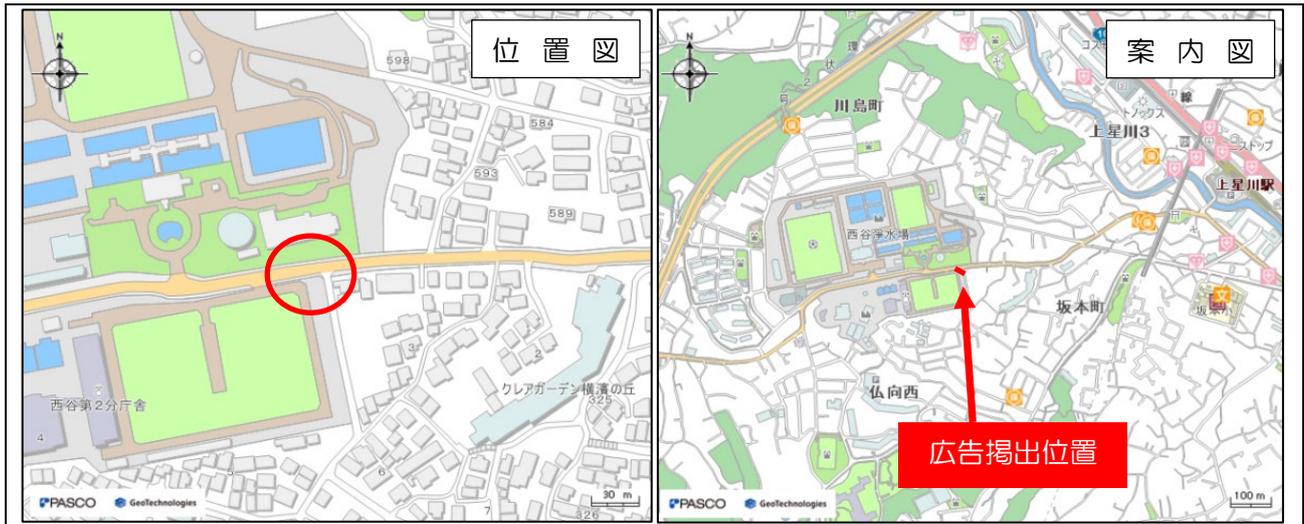
	<p>ます。この場合、使用料及び納付済みの広告料のうち、期間末経過分に相当する額については返還しますが、広告の制作、設置等に要した一切の費用は返還しません。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。 ○能見台弁室用地に設置する看板について、地上から看板の上端は最低4mを超える高さを確保し、建築基準法に基づく工作物確認を取得してください。 ○地上から看板の上端（照明装置等を含む）までの高さが4mを超える場合は、横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。 ○広告掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 (参考) 屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.lg.jp) ○横浜市屋外広告物条例に基づく手続きにおける必要書類及び手数料については、本市ホームページにてご確認ください。 ○広告掲出期間中に意匠の変更が生じる場合は、再度審査を受ける必要があります。 ○横浜市屋外広告物条例に基づく広告の設置許可期間は最大で3年間です。許可期間満了後も引き続き広告を掲出する場合は、許可期間満了日の30日前までに、継続許可申請を行ってください。 ○広告の掲出を開始する前日までに、横浜市屋外広告物条例に基づく手続きが完了したことが分かる書類の写し及び上記使用料領収書の写しを提出していただきます。 ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

■申込み

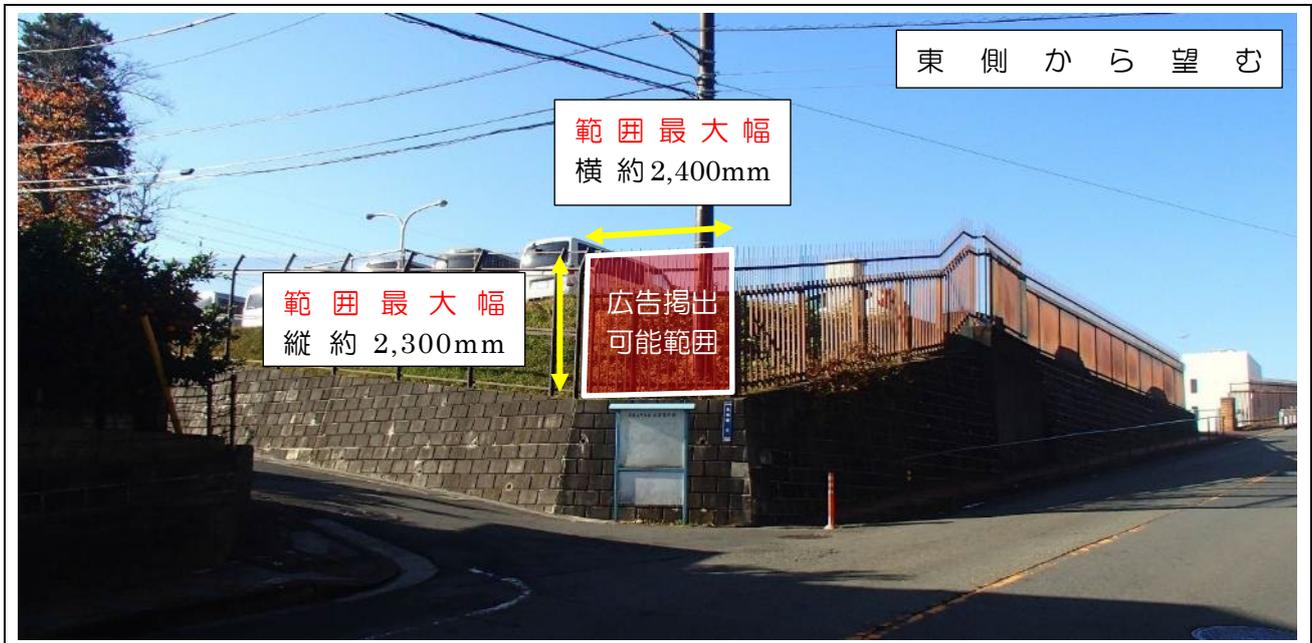
申込条件	<p>お申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。</p>
申込方法	<p>申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送ください。 ※見積書へは1年間分の金額を記載してください。 ※複数枠のお申込みも可能です。その場合、申込書及び見積書は1施設ごとにご記入ください。</p>
事業者選定方法	見積合せ
募集開始日	令和8年3月19日（木）
申込期間	令和8年3月19日（木）～令和8年5月1日（金）（当日消印有効）
申込先	<p>（担当課名）横浜市水道局 事業推進部 資産活用課 広告担当 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 （TEL）TEL 045-671-3658 （Eメール）su-katuyou@city.yokohama.lg.jp</p>

<西谷2号配水池その1>

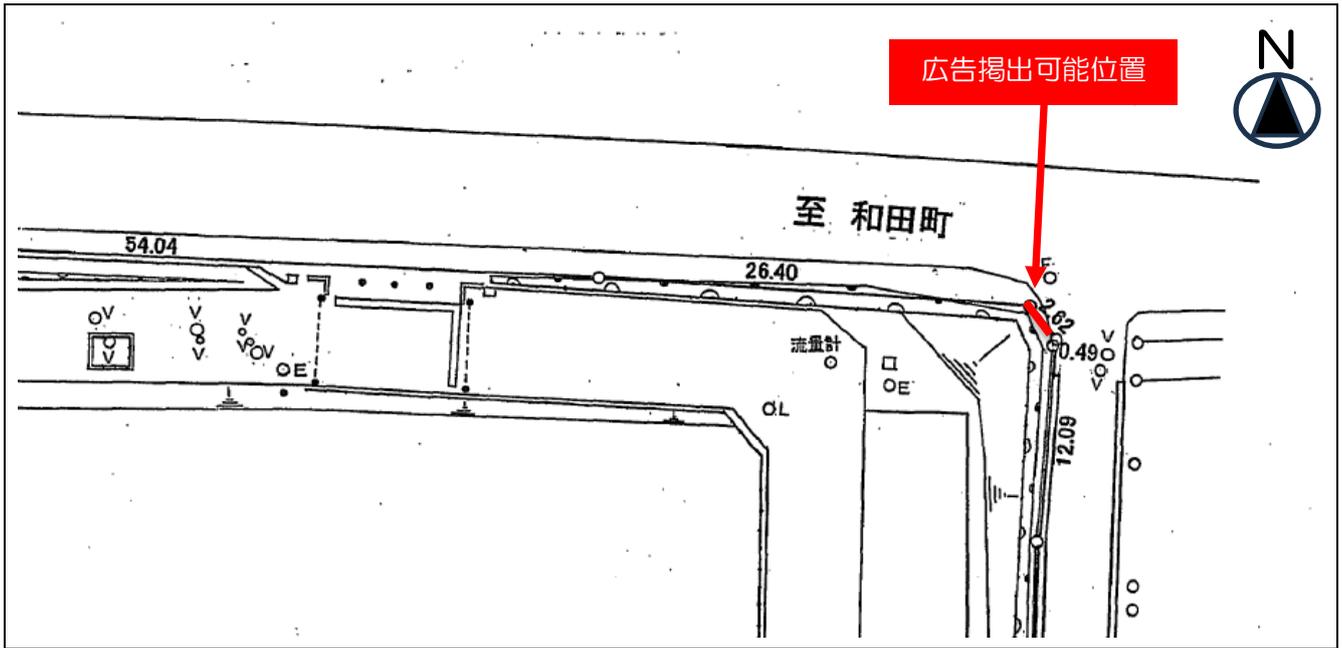
■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



■ 図面



※幕広告を設置してください。

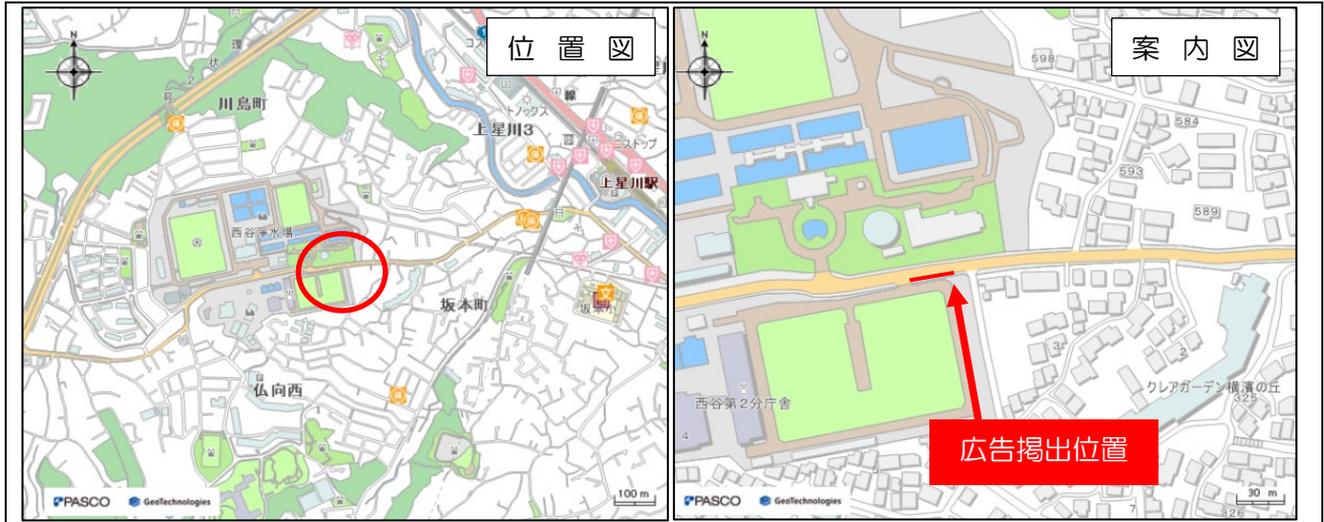
※幕広告の厚みが歩道に越境しないように掲出してください。

※幕広告が擁壁に接地しないように掲出してください。

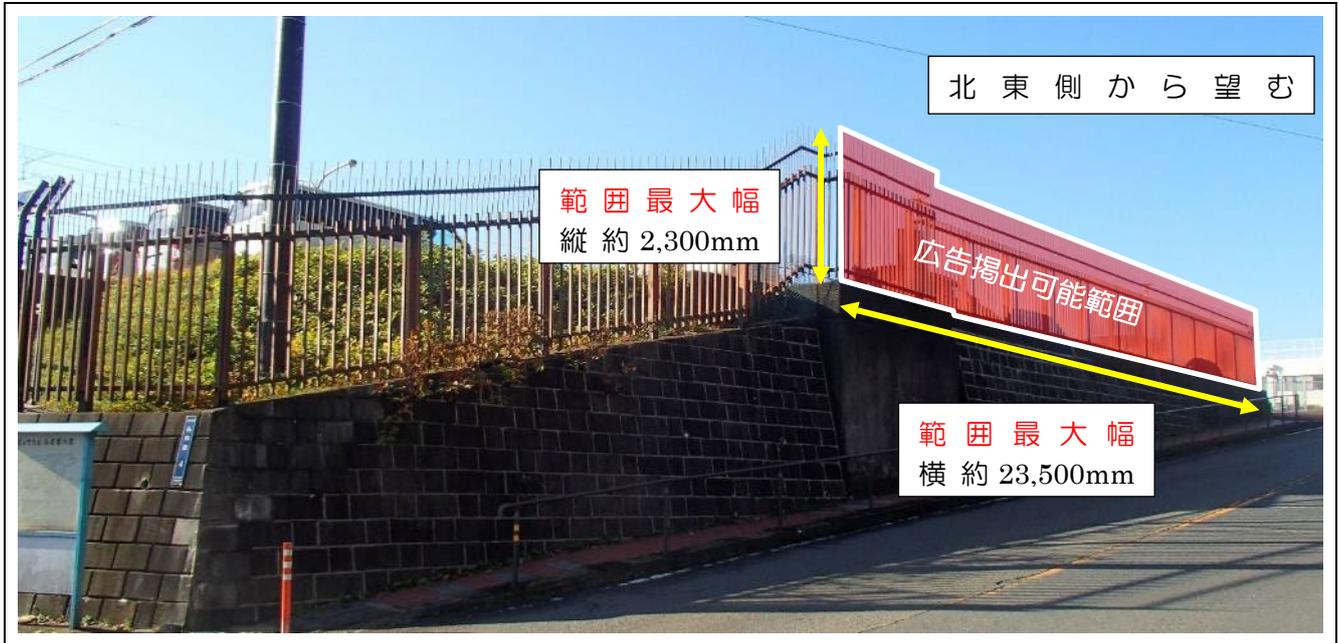
※横浜市屋外広告物条例設置基準に基づき、広告物等の表示面積の合計が広告掲出可能範囲の10分の3以下となるよう設置してください。

<西谷2号配水池その2>

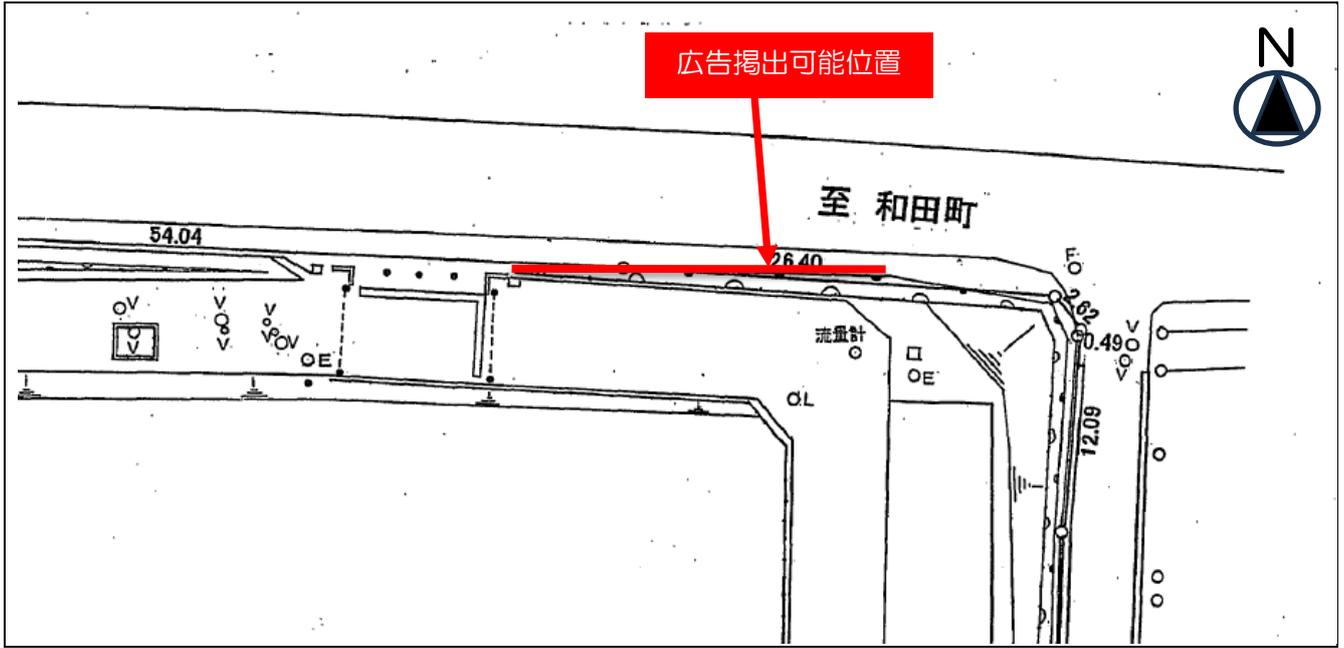
■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



■ 図面



※幕広告を設置してください。

※幕広告の厚みが歩道に越境しないように掲出してください。

※幕広告が擁壁に接地しないように掲出してください。

※横浜市屋外広告物条例設置基準に基づき、広告物等の表示面積の合計が広告掲出可能範囲の10分の3以下となるよう設置してください。

<森3丁目弁室用地>

■地図

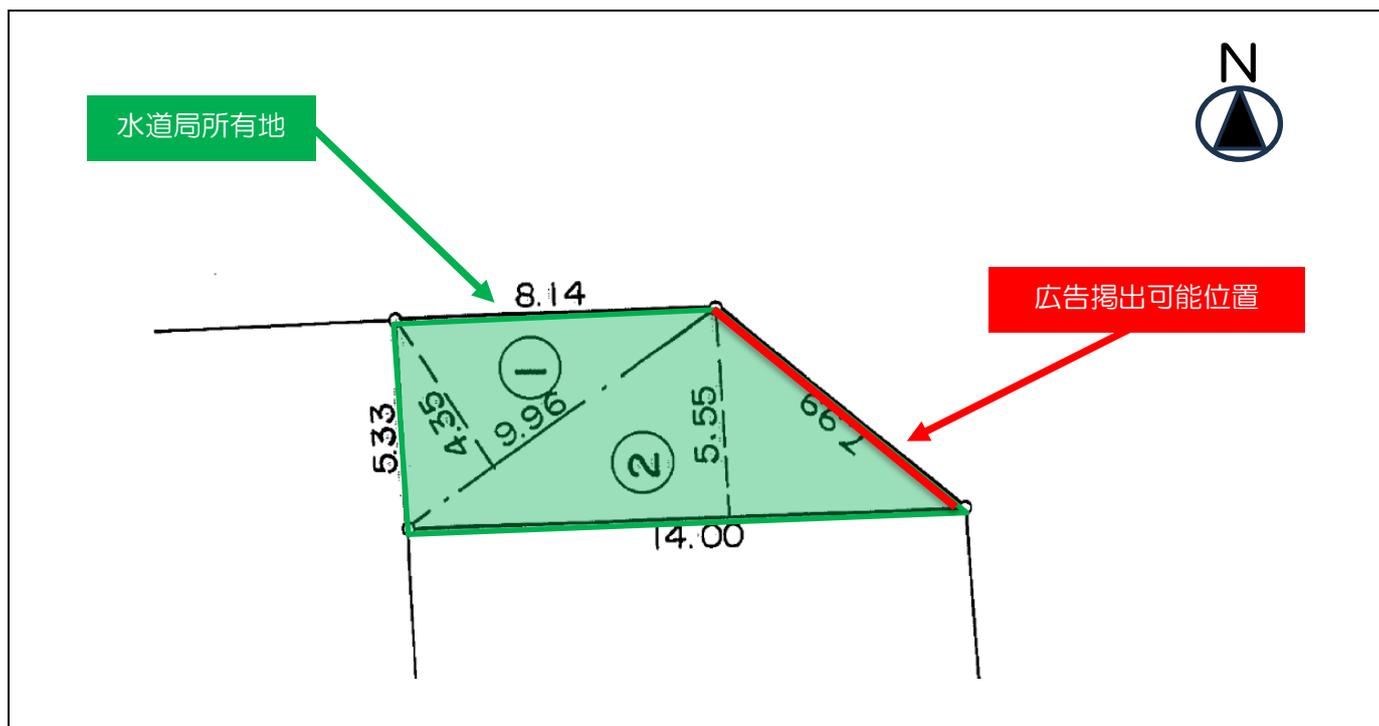


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真





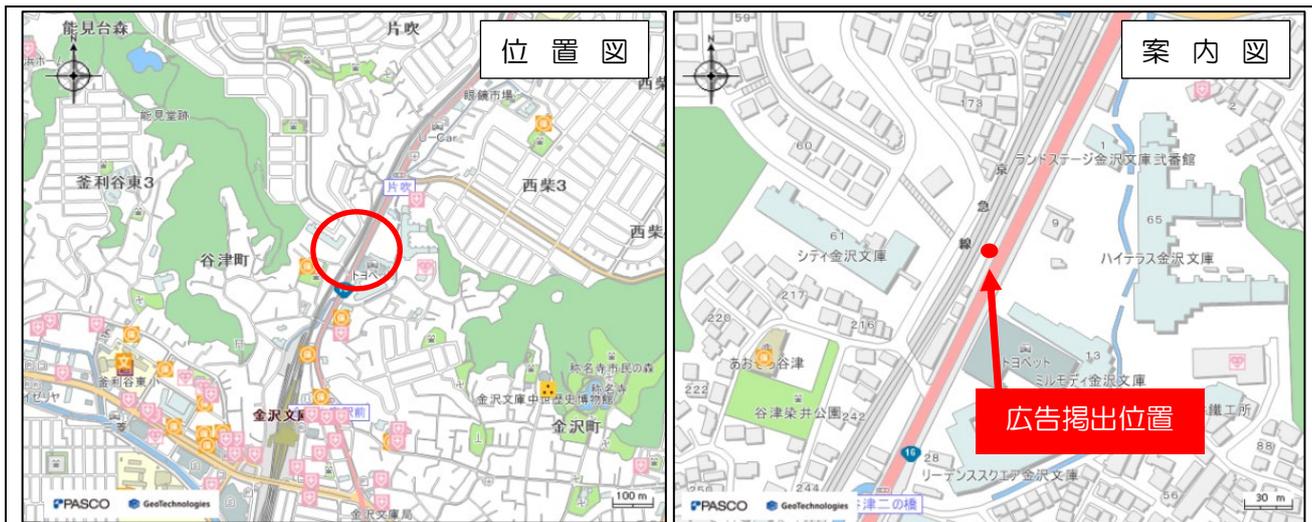
■ 図面



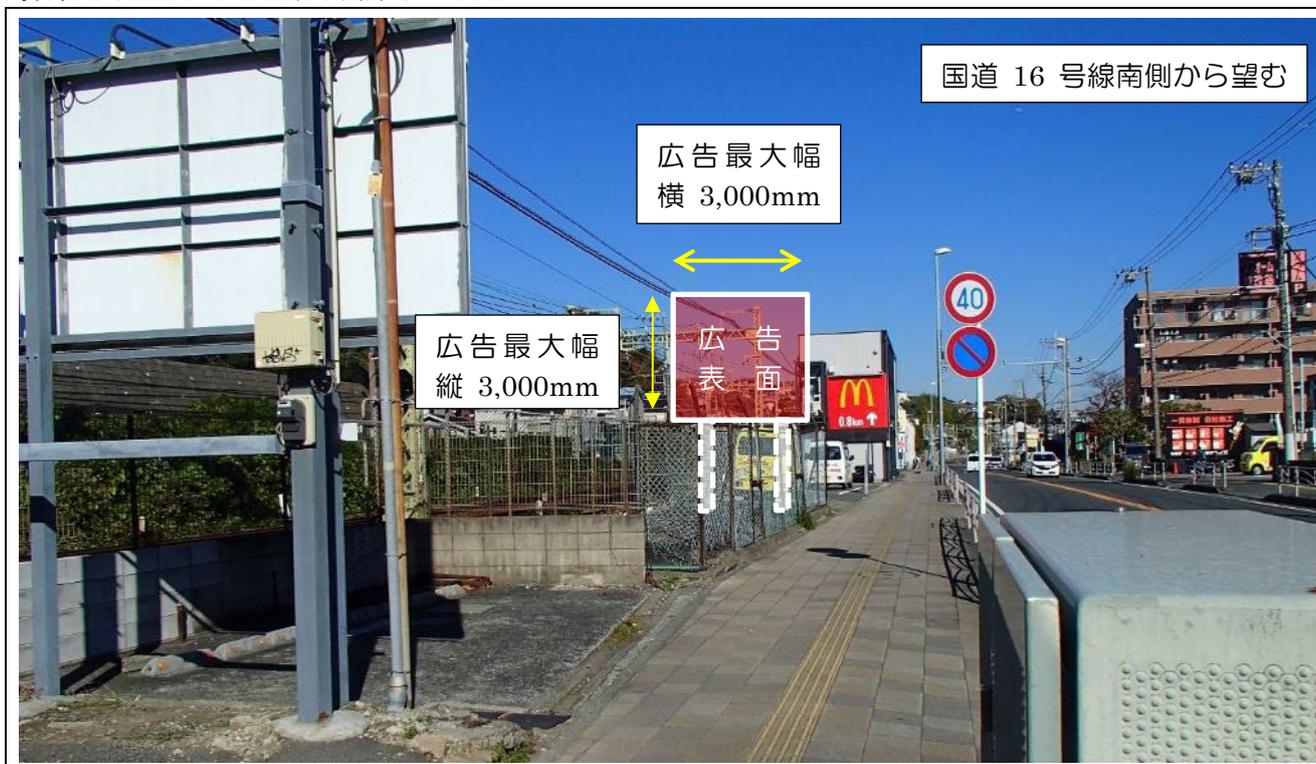
- ※幕広告またはフェンス用プレート看板広告を設置してください。
- ※幕広告またはフェンス用プレート看板広告の厚みが歩道に越境しないように掲出してください。
- ※幕広告またはフェンス用プレート看板広告が地面に接地しないように掲出してください。
- ※横浜市屋外広告物条例設置基準に基づき、広告物等の表示面積の合計が広告掲出可能範囲の10分の3以下となるよう設置してください。

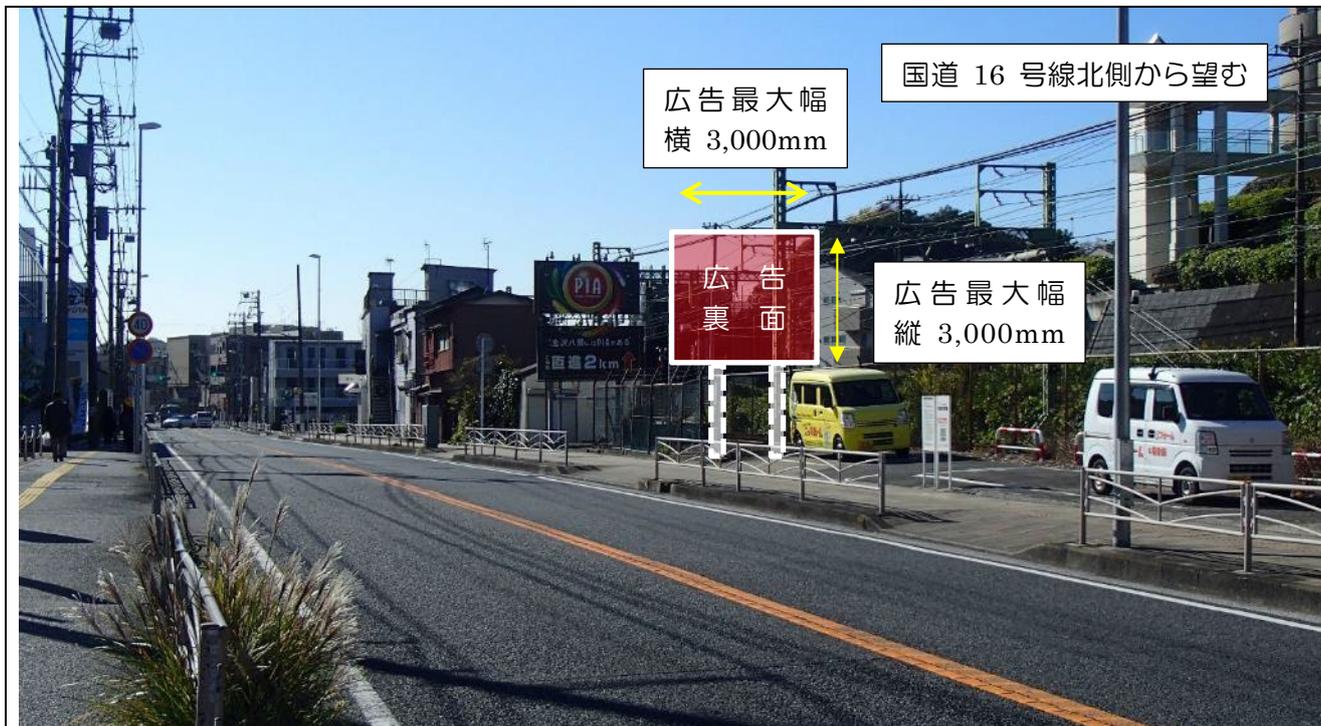
<能見台弁室用地>

■地図

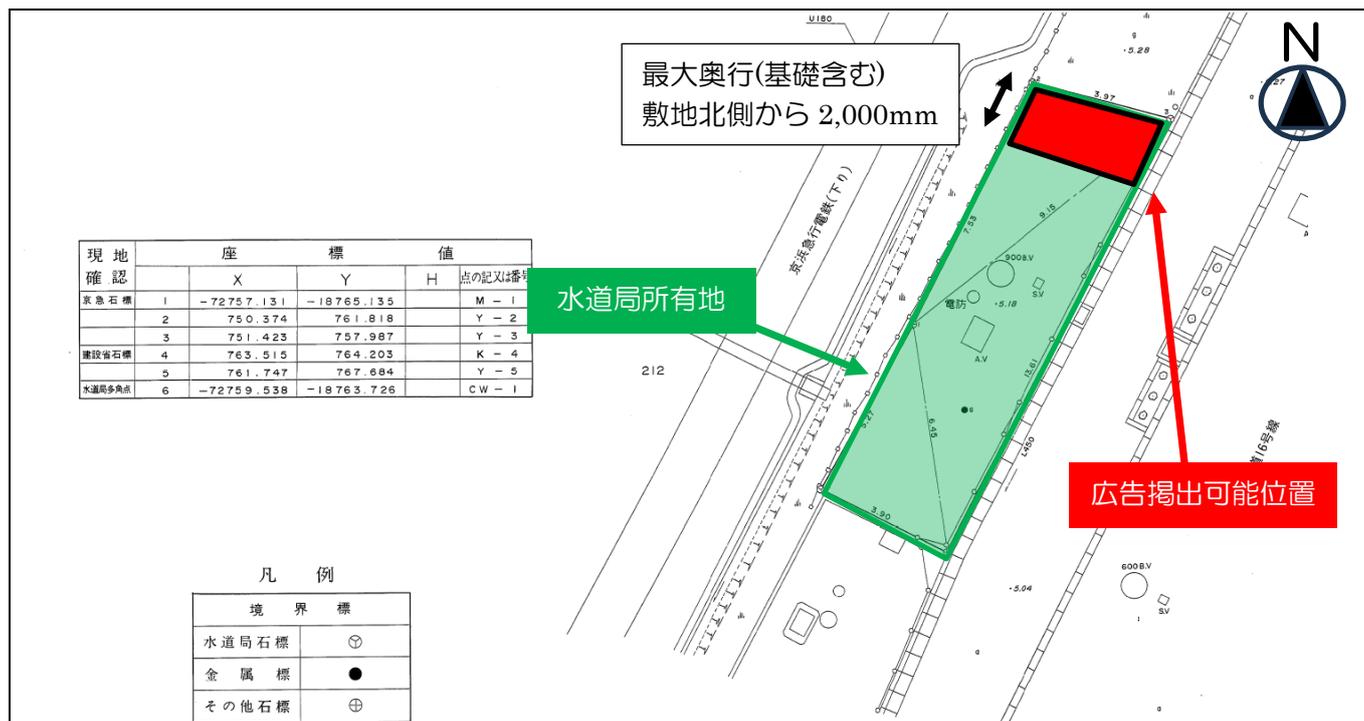


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真





■ 図面



※看板広告を設置してください。看板を設置するための支柱も含め、敷地外に越境しないよう設置してください。

※地上から看板の上端は最低4mを超える高さを確保し、建築基準法に基づく工作物確認を取得してください。

※広告は南向きの表面、北向きの裏面の2枠に設置可能です。

※地下に水道施設が埋設されているため、添付図面のとおり敷地北側から 2,000mm まで（基礎を含む）の範囲内で看板を設置してください。

※地下に下水道管が埋設されているため、看板工事施工の実施に先立ち金沢土木事務所と協議のうえ、協議内容を遵守して施工してください。

※京浜急行電鉄株式会社の鉄道用地に隣接しているため、看板工事施工の実施に先立ち京浜急行電鉄株式会社と協議のうえ、協議内容を遵守して施工してください。

広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市水道事業管理者

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	横浜市水道局所有地における屋外広告設置（ ） ※上の括弧書内に広告掲出を希望する場所を記入してください。なお、複数の場所を 申込む場合は、広告掲出場所ごとに申込書を提出してください。		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額
(年 額)

			億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 横浜市水道局所有地における屋外広告設置

西谷浄水場 2 号配水池 その 1

西谷浄水場 2 号配水池 その 2

森 3 丁目弁室用地

能見台弁室用地

※ 広告掲出を希望する場所をチェック して下さい。

※ 複数の場所を申込み場合は、広告掲出場所ごとに見積書を提出して下さい。

※ 能見台弁室用地について、看板の表裏いずれにも広告を掲出する場合は、1 枠ではなく 2 枠分の金額を合算した総額をご記入ください。

(注意)

見積書には、消費税法第 9 条第 1 項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。